

長久手市議会新型コロナウイルス感染症に関する対応指針

令和2年4月24日

(目的)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、愛知県知事が4月10日に独自の緊急事態宣言を出した。国は4月16日に緊急事態宣言を全国に拡大し、愛知県は特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒県」とされた。このような危機的な状況を鑑み、長久手市議会の運営に支障をきたすことのないよう対応指針を定める。

1 議長への報告義務

議員及び同居人が陽性と診断された場合、発熱・咳・倦怠感など身体症状がみられる場合及び濃厚接触者とみなされた場合は議長に報告をすること。

2 議員活動における留意事項

- (1) 検温・マスク着用・咳エチケット・手洗い・アルコール消毒等防止対策を徹底する。
- (2) 発熱・咳・倦怠感などの身体症状がみられる場合は自宅療養する。
- (3) 不特定多数の参加が見込まれる会合等の参加は見合わせるよう務める。
- (4) 市民相談等の対応については感染症対策に努めて行動する。
- (5) 市職員への問い合わせは要点を絞り必要最小限に留める。

3 本会議・委員会

- (1) 会議等の開催にあたっては、議場、委員会室及び議員控室等の消毒を行うとともに「三密」を避ける環境を整える。
- (2) 議員が陽性と診断された場合及び濃厚接触者とみなされた場合は保健所の指示に従う。
- (3) 発熱・咳・倦怠感など身体症状がみられる場合は登庁をしない。
- (4) 議員、理事者・議会事務局職員が感染した場合及び感染の疑いがある場合の対応（本会議）
一般質問等の実施については、全議員にて協議する。
- (5) 議員、理事者・議会事務局職員が感染した場合及び感染の疑いがある場合の対応（常任委員会）
常任委員会にて協議する。

4 その他

この指針に定めがないものは議長が別に定める。